

9) 確認メッセージが表示されるので、「はい」ボタンをクリックします。

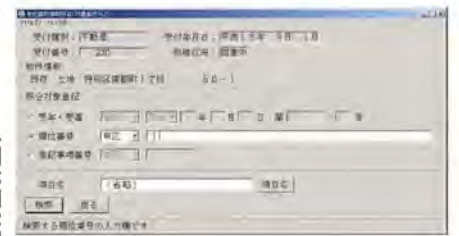
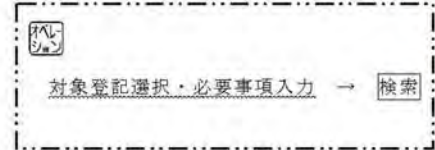


10) 調査に関する処理を終える場合には、調査完了指示を行います。

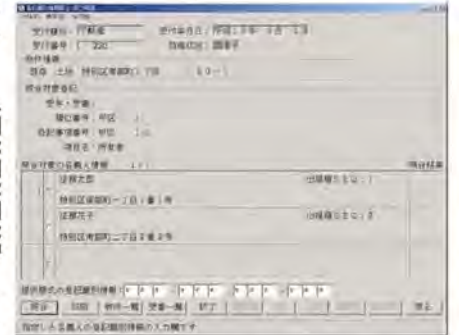


【書面申請の場合】

5) 対象条件入力画面が表示されるので、照合対象登録を選択し、必要事項を入力し、「検索」ボタンをクリックします。



6) 窓口申請画面が表示されるので、照合対象の名義人情報を選択し、提供様式に記載されている登記識別情報を入力します。



- * 複数の物件の名義人について照合を行う場合には、「物件一覧」ボタンをクリックし、物件一覧画面に戻り、同様に照合を行います。
- * 合筆や滅失等により閉鎖された物件の登記事項中の名義人についても、登記識別情報の照合を行うことができます。
- * 表示された照合結果は、登記識別情報照合結果要に編集されるデータとして、端末装置に蓄積されます。